

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長

祖 川 康 子

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（規則四 一〇）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。